

## 令和8年度周南市空き家リフォーム事業補助金交付実施要領

周南市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

### 1 募集方法

周南市空き家リフォーム事業補助金の募集は、市広報（5月号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、しゅうなんメール、マスコミへの投げ込み、デジタルサイネージ及びSNSにより行う。

### 2 申請受付

受付は住宅課窓口のみ、先着順（郵送・FAX・メール等不可）とする。

### 3 募集期間及び事業の完了期日

- (1) 募集期間は、令和8年5月8日（金）から令和8年10月30日（金）までとする。
- (2) 要綱第3条第3号に規定する市長が別に定める日は、令和8年12月25日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。
- (3) 要綱第4条第3号に規定する市長が別に定める日は、令和9年2月26日（金）とする。この期日までに空き家に転居又は転入すること。

### 4 募集件数

8件程度（予算の範囲内で受付を行う）

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。